

# 淀川管内河川保全利用委員会

## 委員会ニュース

### 桂川河川保全利用委員会

2025年12月発行

No. 99



久世橋東詰公園（京都市）（令和7年5月）

#### “川らしい”利用とは？

みなさんは川を利用していますか？ そして、どのように利用していますか？ 野球やサッカーなどのグラウンド利用、散策やジョギングをするための公園利用、バーベキューなどのレクリエーション利用などといった利用の形態が多いのではないかでしょう。では、「川らしい利用」という言葉をきいてどんなことを思い浮かべますか？ 川に入っての魚とり・魚釣りや水泳といった川遊び、昆虫・植物採集、バードウォッチング、自然観察などが頭に浮かぶのではないかでしょう。

現在、グラウンドやレクリエーションの場として川を利用されている方々が比較的多いのではないかと思いますが、このような利用のしかたがまったく悪いというわけではありません。しかし、こうした利用のしかたは川でなくとも“場所さえあればできるもの”です。利用場所が川でながら、川やその周辺に広がる自然とのつながりのない利用では、すこし残念な気がしませんか？

川は、水の流れによって様々な地形をつくり出し、その地形によって水の流れ方もまた変化していきます。川は本来、こうした変化に富んだ場所であり、そこには様々な生きものたちがくらしています。川のもつ自然環境の大切さを理解し、川や自然とのつながりを意識し、自然と共生していく姿勢をもって川を利用することこそが“川らしい利用”なのです。

会議の協議・決定事項につきましては、Webサイトにて当日配布した資料と合わせてご紹介しています。

詳細は、Webサイトをご覧ください。



淀川管内 河川保全利用

検索

[https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/  
activity/comit/hozen-iin/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/comit/hozen-iin/index.html)

## 委員会開催報告

令和7年度 桂川河川保全利用委員会を開催しました。

開催日：令和7年10月9日(木)



委員会の様子



審議対象案件 位置図

### ■ 審議対象案件

今年度の審議対象案件は次のとおりです。

#### 審議対象案件 一覧表

番号	名称	占用者	占用面積(m <sup>2</sup> )	主な施設	占用の位置	ランク	備考
24	淀・桂川グラウンド	京都市伏見区	3,498.11	暗渠パイプ	堤外地	A	
52	羽束師運動広場	京都府	14,018.77	暗渠排水管、横断防止柵、案内標識、浸透樹	堤外地	A	
55	久世橋西詰公園	京都市	25,243.25	ベンチ、移動式便所、単式シーソー他遊具、砂場、水栓	堤外地	A	
56	久世橋東詰公園	京都市	14,672.95	座板ベンチ	堤外地	A	
59	嵐山東公園	京都府	74,269.71	散策広場、グラウンド、広場、遊具を配置した憩いの広場	堤外地	C	
60	桂川運動公園	京都府	28,044.55	倉庫、仮設トイレ	堤外地	A	
65	上野橋東詰公園	京都市	5,682.27	ベンチ	堤外地	A	

※Aランク：次回更新時に委員会で検討が必要。河川環境の保全や地域社会への影響等を踏まえ、利用に十分な配慮が必要な施設。

Bランク：今後の委員会で、AまたはCランクに決定する施設。

Cランク：河川環境の保全上、問題のない利用と考えられる施設。

### ■ 現地視察

9:30~12:15 委員会開催にあたり、審議対象案件を視察しました。



No. 60 桂川運動公園 (京都府)



No. 52 羽束師運動広場 (京都府)

# 委員会開催報告

日 時： 令和7年10月9日(木) 13時15分～15時30分

場 所： さくらであい館（八幡市）

参加者数： 委員4名、河川管理者3名、占用者11名、  
一般傍聴者3名、事務局4名

(敬称略)

出席者				
	委員名	所属・役職	備考	出欠
委員	下村 泰史	京都芸術大学 芸術教養学科 教授	委員長	出席
	岡 秀郎	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事	副委員長	出席
	澤井 健二	摂南大学 名誉教授		出席
	原田 穎夫	同志社大学 経済学部 准教授		欠席
行政 委員	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長		出席
	京都府総合政策環境部 自然環境保全課 課長			欠席
	京都府教育庁指導部 社会教育課 課長			欠席

## ■ 議事内容

- 1) これまでの会議の報告
  - (1) 令和7年度 連絡調整会議の報告
  - (2) 令和7年度 占用者説明会の報告
- 2) 公園等に占用期間について
- 3) 令和7年度 審議対象案件の審議
- 4) とりまとめ
- 5) その他

## ■ 河川保全利用委員会の意見

審議対象案件への意見は次のとおりです。

### No. 24 淀・桂川グラウンド（京都市伏見区）

- ・グラウンドがなくなってしまったが困っていないか？
- ・自然資源としては、周辺いくつかの小学校区からの活用ができるのではないか。
- ・地元の要望に沿った利活用がなされている。
- ・散策のモデルルートなどがあるのか？
- ・散策モデルルートを設定して、見どころ紹介などをしていくよい。
- ・野鳥に詳しい河川レンジャーもいるので協働で取り組まれるとよい。
- ・ランクAを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、5年程度を目安に中間審議を行うこととする。



### No. 52 羽束師運動広場（京都府）

- ・きれいに管理されており、子どもたちが楽しく利用しているだろうという印象を受けた。
- ・地元の意見として、水際へ降りていくことはどうなのか？
- ・この場所に限ったことではないが、水鳥の観察の場としてよい場所になっている。
- ・水面利用について「危ない」という意識が強すぎるように思う。舟で水面に出るのは気持ちがいい。次世代の子どもたちのために検討してはどうか。
- ・ランクAを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、5年程度を目安に中間審議を行うこととする。



### No. 55 久世橋西詰公園（京都市）

- ・かつてスポーツ利用されていたとのことだが現場を見る限りでは想像できなかった。
- ・今後の利用方法については十分に検討されたい。
- ・隣接する市街地の公園整備状況はどうか？
- ・前回見た時より草の繁茂が進んでいるように感じた。
- ・今の状況を生かした「憩いの場」としての活用も考えられるのではないか。
- ・刈り残しなどで環境の接続を検討していくことも重要である。
- ・ランクAを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、5年程度を目安に中間審議を行うこととする。



**No. 56 久世橋東詰公園（京都市）**

- ・きれいに管理されている。運動利用者目線で見ると草刈りされているのはありがたい。
- ・刈り残しの草丈が高すぎると子どもが隠れてしまって危険ということもある。
- ・グリーンベルトのようなエリアで、樹木の実生を育てていくことができるといい。
- ・グラウンドの中にグリーンベルトを作る（残す）場所があってもよいと思う。
- ・草の刈り残しについては引き続き検討されたい。
- ・ランクAを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、5年程度を目安に中間審議を行うこととする。

**No. 59 嵐山東公園（京都府）**

- ・ホタルの種類はわかるか？
- ・ゲンジボタルかもしれない。カワニナにとって砂河床が重要なので、地元の詳しい方に十分話を聞いて対応されたい。
- ・ランクCを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、これまで同様5年ごとに審議を行うこととする。
- ・ランクCではあるが、面積が大きいので5年ごとの報告は必要と思う。引き込み水路など現地確認も大事なため、事務局報告のみとはしない。

**No. 60 桂川運動公園（京都府）**

- ・広い公園の中でクワの大木が見られ、よい木陰ができていた。
- ・良い憩いの場になっているので、良好事例として指針に掲載し、他の占用者にも周知してほしい。
- ・今後も一律に刈り取るのではなく、樹木の実生を丁寧に育てていくような管理ができるといい。
- ・花壇が印象に残った。わかりやすく良好に管理されていると感じた。
- ・グラウンドの利用調整はNP0少年野球振興会で実施している。花壇の手入れはNP0のほか、桂川クラブも加わって実施しているなど、横断的な取り組みもよい。
- ・ランクAを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、5年程度を目安に中間審議を行うこととする。

**No. 65 上野橋東詰公園（京都市）**

- ・利用者数がR7で増加している理由はなにか？
- ・かつて一律の草刈りが行われていたが、工夫されるようになって雰囲気が変わってきた。
- ・桂川クラブとの直接のやり取りはしているか？
- ・カヤネズミが生息している可能性があるので、桂川クラブに問い合わせて必要に応じて草刈り時の配慮事項などを確認するとよい。
- ・ランクAを継続、占用期間は最長10年で河川管理者が判断するものとし、5年程度を目安に中間審議を行うこととする。



## 淀川管内河川保全利用委員会へのご意見

淀川管内河川保全利用委員会の事務局では、ホームページ（表紙アドレス参照）において開催された配布資料、審議内容を公開しています。この内容につきましてご意見いただける方は、ホームページの「ご意見受付」ページをごらんください。

右の二次元バーコードを読み取ると、「ご意見受付」ページにアクセスできます。

編集・発行 淀川管内河川保全利用委員会  
委員会ニュース

連絡先 国土交通省 近畿地方整備局  
淀川河川事務所 占用調整課

ご意見受付

桂川河川保全利用委員会  
2025年12月発行  
No. 99

〒573-1191  
大阪府枚方市新町2丁目2番10号  
TEL 072-843-2861  
FAX 072-841-3443

